

# 熊本市公報

## 第 1379 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
 熊本市総務局総務厚生課  
 発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

### 規 則

○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（規則第 69 号）	1089
---------------------------------------	------

### 告 示

○特定計量器の定期検査（告示第 403 号）	1090
○熊本市立五福小学校プール及びコインロッカーの使用料の収納事務委託（告示第 404 号）	1091
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 405 号）	1091
○県道の区域変更（告示第 406 号）	1091
○県道の供用開始（告示第 407 号）	1092
○市道の区域変更（告示第 408 号）	1092
○市道の供用開始（告示第 409 号）	1092
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 410 号）	1093
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 411 号）	1093
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 412 号）	1094
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 413 号）	1094
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（告示第 414 号）	1095
○熊本市オンブズマン運営状況（告示第 418 号）	1095
○高齢者の居住の安定確保に関する法律による指定登録機関の届出（告示第 419 号）	1098
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 421 号）	1099
○平成 25 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 422 号）	1099
○市道の供用開始（告示第 423 号）	1099
○市道の区域変更（告示第 424 号）	1100
○市道の供用開始（告示第 425 号）	1100
○市道の供用開始（告示第 426 号）	1101
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 427 号）	1101
○平成 24 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 429 号）	1101
○平成 25 年度及び平成 26 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 430 号）	1102
○平成 26 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 431 号）	1102
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 432 号）	1102

○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 433 号）	1103
○放置自転車の移動及び返還（告示第 434 号）	1103
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の 指定廃止（告示第 436 号）	1104
○介護保険法による指定居宅介護支援事業等の廃止（告示第 437 号）	1105
○平成 26 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 438 号）	1105
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 439 号）	1105
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 440 号）	1105
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 441 号）	1106
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（告示第 442 号）	1107
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 443 号）	1107
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 444 号）	1108
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 447 号）	1108
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による居宅介護、重度訪問介 護、同行援護を行う事業の指定廃止（告示第 448 号）	1108
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 449 号）	1109
<b>公 告</b>	
○国土調査の実施（公告第 420 号）	1109
○開発行為に関する工事の完了（公告第 422 号）	1109
○開発行為に関する工事の完了（公告第 426 号）	1110
○開発行為に関する工事の完了（公告第 427 号）	1110
○開発行為に関する工事の完了（公告第 428 号）	1110
○開発行為に関する工事の完了（公告第 429 号）	1111
○開発行為に関する工事の完了（公告第 434 号）	1111
○開発行為に関する工事の完了（公告第 435 号）	1111
○開発行為に関する工事の完了（公告第 439 号）	1111
○開発行為に関する工事の完了（公告第 440 号）	1112
○開発行為に関する工事の完了（公告第 445 号）	1112
○開発行為に関する工事の完了（公告第 446 号）	1112
○建築基準法による一団地建築物の認定取消し（公告第 448 号）	1113
○熊本都市計画地区計画の原案の縦覧（公告第 449 号）	1113
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画策定及び縦覧（公告第 451 号）	1113
<b>中 央 区</b>	
○平成 25 年度熊本市住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（中央区告示第 15 号）	1114
<b>東 区</b>	
○平成 25 年度熊本市住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（東区告示第 5 号）	1118
<b>西 区</b>	
○平成 25 年度熊本市住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（西区告示第 6 号）	1123
<b>南 区</b>	
○平成 25 年度熊本市住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（南区告示第 4 号）	1125

○住民票の職権消除（南区告示第 5 号） .....	1128
----------------------------	------

## 北 区

○平成 2 5 年度熊本市住民票基本台帳の一部の写しの閲覧状況（北区告示第 3 号） .....	1128
--	------

## 上下水道局

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 39 号） .....	1130
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 40 号） .....	1131
○給水装置工事の事業の休止（上下水道局告示第 41 号） .....	1131
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 42 号） .....	1132

## 監 査

○平成 2 5 年度一般・特別会計定期監査（財務・工事）（監委公告第 10 号） .....	1132
○平成 2 5 年度行政監査（図書館の管理運営及び利用状況）（監委公告第 11 号） .....	1135

## 選挙管理委員会

○熊本市西区選挙管理委員会規程の一部改正（西区選管告示第 8 号） .....	1138
---	------

## 農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 6 号） .....	1139
------------------------------	------

## 規 則

規 則 第 69 号

平成 26 年 6 月 3 日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成 11 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 25 号中ネを削り、ノをネとし、ハからヨまでをノからエまでとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

<b>告 示</b>
------------

告示第 403 号

平成 26 年 6 月 2 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検 査 区 域 (小 学 校 区)
7 月 1 日 (火)	天明運動施設 体育館玄関前
	銭塘・奥古閑・川口・中緑
7 月 2 日 (水)	飽田中学校 玄関前
	飽田東・飽田西・飽田南
7 月 8 日 (火)	J A 熊本市北部支店 駐車場横倉庫
	西里・川上・北部東
7 月 9 日 (水)	清水小学校 体育館エントランス
	清水
7 月 10 日 (木)	麻生田地域コミュニティセンター 玄関ホール
	麻生田・城北・楡木

※ 受付時間 午前 10 時から正午・午後 1 時から午後 3 時まで

※ 飽田中学校会場及び清水小学校会場については、受付時間は午後 1 時から午後 3 時までとなります。ご注意ください。

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

- 3 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

## (1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

## (2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えて いる場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

※ 上記のア～エのいずれかに該当する場合は、「所在場所定期検査申請書」を熊本市長へ提出する。

## (3) 検査期間

平成 26 年 7 月 1 日 (火) から平成 26 年 11 月 28 日 (金) まで

告 示 第 4 0 4 号

平成 2 6 年 6 月 2 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 受託者  
熊本市中央区帯山三丁目 8 - 4 4  
株式会社 三勢  
代表取締役 福原 英喜
- 2 委託期間  
平成 2 6 年 6 月 1 日から平成 2 6 年 9 月 3 0 日まで
- 3 委託する歳入の種類  
熊本市立五福小学校プール及びコインロッカーの使用料

告 示 第 4 0 5 号

平成 2 6 年 6 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	平成さくら薬局	熊本市中央区萩原町 1 7 - 2 5	平成 2 6 年 6 月 1 日 ~ 平成 3 2 年 5 月 3 1 日

告 示 第 4 0 6 号

平成 2 6 年 6 月 2 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路 線 名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
一般県道	熊本山鹿自転車 道線	西区上熊本三丁目 3 番地先から 西区上熊本三丁目 5 番地先まで	旧	3. 8 ~ 3. 8	4 6. 6
		西区上熊本三丁目 3 番地先から 西区上熊本三丁目 5 番地先まで	新	3. 8 ~ 6. 2	4 6. 6

告 示 第 4 0 7 号

平成 2 6 年 6 月 2 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域		供用開始の期日
		区 間		
一般県道	熊本山鹿自転車道線	西区上熊本三丁目 3 番地先から 西区上熊本三丁目 5 番地先まで		平成 2 6 年 6 月 2 日

告 示 第 4 0 8 号

平成 2 6 年 6 月 2 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
7-440	上熊本 3 丁目花園 1 丁目第 1 号線	西区上熊本三丁目 5 番地先から 西区上熊本三丁目 3 番地先まで	旧	4. 7 ～ 4. 7	50. 1
		西区上熊本三丁目 5 番地先から 西区上熊本三丁目 3 番地先まで	新	4. 7 ～ 6. 3	50. 1

告 示 第 4 0 9 号

平成 2 6 年 6 月 2 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域		供用開始の期日
		区 間		

7-440	上熊本3丁目花園1 丁目第1号線	西区上熊本三丁目5番地先から 西区上熊本三丁目3番地先まで	平成26年6月2日
-------	---------------------	----------------------------------	-----------

告示第410号

平成26年6月3日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 事業所の名称及び所在地

- (1) 訪問介護ちょうちょ くるみの森  
熊本市東区渡鹿八丁目1番70号
- (2) あいむ訪問介護ステーション・水前寺  
熊本市中央区水前寺一丁目10番1号 奥村ビル2階
- (3) ハピネスワーク  
熊本市西区出町4番26号

## 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) アースウェル株式会社  
福岡市南区筑紫丘一丁目23番9号 大久保 正幸
- (2) 株式会社光西  
熊本市中央区水前寺一丁目10番1号 奥村ビル2階 西村 光昭
- (3) 特定非営利活動法人ハピネス  
熊本市西区出町4番26号 志田 直樹

## 3 指定年月日

平成26年6月1日

## 4 障害福祉サービスの種類

- (1) 居宅介護、重度訪問介護
- (2) 居宅介護、重度訪問介護
- (3) 就労継続支援B型

## 5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 居宅介護は特定なし、重度訪問介護は肢体不自由者
- (2) 居宅介護は特定なし、重度訪問介護は肢体不自由者
- (3) 知的障害者、精神障害者

告示第411号

平成26年6月3日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 事業所の名称及び所在地

- (1) エンゼルトール  
熊本市北区龍田弓削一丁目9番38号
- (2) ぶーやん5号



熊本市中央区出水一丁目 7 番 5 6 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 株式会社 育慈苑

熊本県阿蘇市黒川 1 0 5 9 番地 2 市原 里佳

(2) 株式会社 ヒューマンネット

香川県高松市木太町 4 2 8 4 番地 8 鎌倉 美智代

3 指定年月日

平成 2 6 年 6 月 1 日

4 障害児通所支援サービスの種類

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) 放課後等デイサービス

告 示 第 4 1 2 号

平成 2 6 年 6 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 0 5 0 6	生活リハクラブ 熊本市西区池上町 1 2 3 3 番地 6	有限会社リハビリ介護研究所 熊本市西区上代一丁目 1 9 番 1 0 号 取締役 玉垣 均	平成 2 6 年 6 月 1 日	通所介護
4 3 7 0 1 1 0 5 0 6	生活リハクラブ 熊本市西区池上町 1 2 3 3 番地 6	有限会社リハビリ介護研究所 熊本市西区上代一丁目 1 9 番 1 0 号 取締役 玉垣 均	平成 2 6 年 6 月 1 日	介護予防通 所介護

告 示 第 4 1 3 号

平成 2 6 年 6 月 3 日

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 6 3 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
神経内科	阪本 徹郎	熊本市市民病院	熊本市東区湖東一丁目 1 番 6 0 号	平成 2 0 年 9 月 5 日
整形外科	瀬形 建喜	熊本市市民病院	熊本市東区湖東一丁目 1 番 6 0 号	平成 1 3 年 1 0 月 1 6 日
循環器 内科	山室 惠	熊本大学医学部 付属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	平成 2 6 年 5 月 2 8 日
循環器 内科	佐藤 幸治	熊本市市民病院	熊本市東区湖東一丁目 1 番 6 0 号	平成 2 6 年 5 月 2 8 日

整形外科	勝寫 葉子	杉村病院	熊本市中央区本荘三丁目 7番18号	平成26年5月28日
整形外科	田代 泰隆	西日本病院	熊本市東区八反田三丁目 20番1号	平成26年5月28日
耳鼻 咽喉科	唐木 將行	田中病院	熊本市中央区新市街7番 17号	平成26年5月28日
耳鼻 咽喉科	唐木 りえ	田中病院	熊本市中央区新市街7番 17号	平成26年5月28日
外 科	岡村 茂樹	西日本病院	熊本市東区八反田三丁目 20番1号	平成26年5月28日

告示第 4 1 4 号

平成 26 年 6 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山 政史

指定医療機関	所在地	担当すべき 医療の種類	主として担当す る医師（薬剤師） 氏名	指定年月日
熊本駅前矯正歯科 クリニック	熊本市西区春日五丁 目6番5号 田中スクエアビル1 F-B	歯科矯正	上村 裕希	平成26年6月1日
熊本大学医学部 付属病院	熊本市中央区本荘一 丁目1番1号	口 腔	平木 昭光	平成26年6月1日
あおい薬局 帯山店	熊本市中央区帯山三 丁目15番11号	調 剤	三島 秀樹	平成26年6月1日
あおい薬局 城南店	熊本市南区城南町今 吉野丸山282番1	調 剤	水野 美希	平成26年6月1日
あすなろ薬局 帯山店	熊本市中央区帯山三 丁目18番42号	調 剤	川上 真理子	平成26年6月1日
薬局セントラル ファーマシー長嶺	熊本市東区长嶺南二 丁目8番83号	調 剤	渡辺 大介	平成26年6月1日
アイン薬局 富合店	熊本市南区富合町古 閑959番1	調 剤	手島 晋一	平成26年6月1日

告示第 4 1 8 号

平成 26 年 6 月 5 日

熊本市オンブズマン条例（平成23年条例第10号）第25条及び熊本市オンブズマン条例施行規則（平成23年規則第75号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 件名  
熊本市オンブズマン運営状況
- 2 運営状況

(1) 苦情申立ての受付状況

(表 1) 月別・居住地別・申立方法別受付状況

(単位：件)

月	件数	申立人居住地別			申立方法別			
		市内	県内 (市外)	県外	持参	インター ネット	郵送	FAX
4	3	3	0	0	2	0	1	0
5	5	5	0	0	2	3	0	0
6	7	7	0	0	3	3	0	1
7	4	3	1	0	0	2	1	1
8	5	4	1	0	3	0	2	0
9	7	7	0	0	3	4	0	0
10	6	6	0	0	3	1	1	1
11	5	4	0	1	3	2	0	0
12	9	9	0	0	3	6	0	0
1	3	2	0	1	1	1	1	0
2	5	3	1	1	1	3	1	0
3	8	7	1	0	4	0	2	2
合計	67	60	4	3	28	25	9	5

(表 2) 行政組織別・分野別受付状況

(単位：件・%)

組 織	件数	構成比	分 野							
総務局	2	3.0	契約	1	相談業務	1				
企画振興局	2	3.0	市民協働	1	交通安全対策	1				
財政局	7	10.4	固定資産税	5	市県民税	2				
健康福祉 子ども局	11	16.4	生活保護	1	国民健康保険	1	介護保険	1	住宅支援給付	1
			高齢者団体支援	1	環境衛生	1	感染症対策	1	児童相談所	1
			施設	1	個人情報 保護制度	1	相談業務	1		
環境局	1	1.5	環境保全	1						
農水商工局	1	1.5	消費者相談	1						
観光文化交流局	1	1.5	文化財	1						
都市建設局	18	26.9	道路管理	5	土地区画整理	2	住宅管理	2	景観整備	1
			マンション管理	1	駐車場管理	1	道路整備	1	準用河川改修	1
			公園	1	用地取得	1	委員選考	1	審議会等運営	1

中央区役所	6	8.9	生活保護 3	地域コミュニティセンター 1	国民年金 1	戸籍 1
西区役所	1	1.5	生活保護 1			
南区役所	3	4.5	生活保護 1	児童手当給付 1	相談業務 1	
北区役所	2	3.0	圃場整備 1	道路整備 1		
交通局	3	4.5	電車運行 1	自動車運行 1	公共用地 1	
上下水道局	1	1.5	上下水道料金 1			
教育委員会	5	7.4	幼稚園 2	図書館 1	緑の保全 1	職務外行為 1
その他の機関	3	4.5	指導監査 1	交通規制 1	ボランティア活動 1	
合 計	67	100.0				

(2) 苦情申立ての処理状況

ア 平成24年度からの継続分

(表3) 苦情処理の状況

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	15	83.3
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの (市の業務に何らかの不備があったもの)	8	44.4
(2) 市の業務に不備がなかったもの	7	38.9
2 調査対象とならなかったもの	3	16.7
(1) 管轄外のもの	2	11.1
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)	1	5.6
合 計	18	100.0

(表4) 苦情処理日数の状況

(単位：件・%)

区 分	処理日数	30日	31日～	61日	合計
		以内	60日	以上	
1 調査結果を通知したもの		0	3	12	15
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの (市の業務に何らかの不備があったもの)		0	2	6	8
(2) 市の業務に不備がなかったもの		0	1	6	7
2 調査対象とならなかったもの		0	1	2	3
(1) 管轄外のもの		0	1	1	2
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)		0	0	1	1
合 計		0	4	14	18
構 成 比		0.0	22.2	77.8	100.0

## イ 平成 25 年度受付分

(表 5) 苦情処理の状況

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	38	56.7
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの (市の業務に何らかの不備があったもの)	17	25.4
(2) 市の業務に不備がなかったもの	21	31.3
2 調査対象とならなかったもの	6	9.0
(1) 管轄外のもの	4	6.0
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)	2	3.0
3 調査を中止したもの	0	0.0
4 取り下げられたもの	4	6.0
5 継続調査中のもの	19	28.3
合 計	67	100.0

(表 6) 苦情処理日数の状況

(単位：件・%)

区 分	処理日数	30日	31日～	61日	合計
		以内	60日	以上	
1 調査結果を通知したもの		0	8	30	38
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの (市の業務に何らかの不備があったもの)		0	3	14	17
(2) 市の業務に不備がなかったもの		0	5	16	21
2 調査対象とならなかったもの		5	0	1	6
(1) 管轄外のもの		3	0	1	4
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)		2	0	0	2
3 調査を中止したもの		0	0	0	0
4 取り下げられたもの		2	2	0	4
合 計		7	10	31	48
構 成 比		14.6	20.8	64.6	100.0

## (3) 発意調査

平成 25 年度は、熊本市オンブズマン条例第 7 条第 2 項に基づき、発意調査を 1 件行った。

## (4) 勧告又は意見表明

平成 25 年度は、熊本市オンブズマン条例第 7 条第 1 項第 2 号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

告示第 419 号

平成 26 年 6 月 5 日

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 31 条第 2 項の規定に基づき、指定登録機関より届出があったので、同法第 31 条第 3 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 変更の届け出があった指定登録機関の名称  
一般財団法人 熊本県建築住宅センター
- 2 登録機関の住所及び登録事務を行う事務所の所在地  
(変更前) 熊本市中央区神水一丁目 3 番 1 号  
(変更後) 熊本市中央区水前寺六丁目 3 2 番 1 号
- 3 変更予定日  
平成 26 年 6 月 6 日

告 示 第 4 2 1 号  
平成 26 年 6 月 6 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4370110 514	リハビリテーション特化型デイサ ビス SOWAKA 熊本市中央区帯山一丁目 22-77	株式会社 L i n k s 熊本市中央区帯山三丁目 3 2 番 1 2 号フレグランス帯山 101 代表取締役 田中 耕一	平成 26 年 6 月 10 日	通所介護
4370110 514	リハビリテーション特化型デイサ ビス SOWAKA 熊本市中央区帯山一丁目 22-77	株式会社 L i n k s 熊本市中央区帯山三丁目 3 2 番 1 2 号フレグランス帯山 101 代表取締役 田中 耕一	平成 26 年 6 月 10 日	介護予防 通所介護

告 示 第 4 2 2 号  
平成 26 年 6 月 9 日

平成 25 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 25	市県民税	過 6	平成 26 年 6 月 30 日	2 人

告 示 第 4 2 3 号  
平成 26 年 6 月 9 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）同法第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域		供用開始の期日
		区 間		
1-406	下通2丁目水道町第1号線	中央区下通二丁目7番13地先から 中央区水道町6番3番地先まで		平成26年6月9日

告 示 第 4 2 4 号

平成 26 年 6 月 9 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
28-30429	大町第5号線	南区富合町大町1035番5地先から 南区富合町大町965番2地先まで	旧	2.4 ～ 2.7	62.8
		南区富合町大町1035番5地先から 南区富合町大町965番2地先まで	新	3.5 ～ 4.2	62.8

告 示 第 4 2 5 号

平成 26 年 6 月 9 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域		供用開始の期日
		区 間		
28-30429	大町第5号線	南区富合町大町1035番5地先から 南区富合町大町965番2地先まで		平成26年6月9日

告 示 第 4 2 6 号

平成 26 年 6 月 9 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
17-75	野口町荒尾町第3号線	南区荒尾一丁目1721番1地先から 南区荒尾三丁目2009番2地先まで	平成26年6月9日
17-79	荒尾1丁目第1号線	南区荒尾一丁目1938番1地先から 南区荒尾一丁目1709番1地先まで	平成26年6月9日
17-82	荒尾町第4号線	南区荒尾三丁目2008番1地先から 南区荒尾一丁目1683番1地先まで	平成26年6月9日

告 示 第 4 2 7 号

平成 26 年 6 月 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370106 108	セントケア健軍 熊本市東区東野四丁目6番26号	セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号 代表取締役 東 善郎	平成26年 6月30日	訪問介護 介護予防 訪問介護

告 示 第 4 2 9 号

平成 26 年 6 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。



なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	4月期	24人
平成25年度	3月期	24人
	2月期	2人
平成24年度	6月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年6月19日

告 示 第 4 3 0 号

平成26年6月10日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	4月期	118人
平成25年度	3月期	7人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年6月19日

告 示 第 4 3 1 号

平成26年6月10日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	4月期	1人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年6月19日

告 示 第 4 3 2 号

平成26年6月10日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
5月23日	はり札等	1	高橋町	5月24日
5月26日	はり札等	7	長嶺南・清水新地・高平・内坪井町	5月27日
5月29日	はり札等	3	島崎・榎町	5月30日
5月31日	はり札等	29	世安町・近見・砂原町・孫代町	6月1日
	立看板等	1	城山大塘	
6月2日	はり札等	4	清水亀井町	6月2日
6月3日	はり札等	1	上南部	6月4日
6月5日	はり札等	5	流通団地	6月6日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 4 3 3 号

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 団体の名称

松原自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「松本 幸男」を「坂本 豊」に改める。

## (2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町滴水168番地2」を「熊本市北区植木町滴水136番地3」に改める。

告示第 4 3 4 号

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

## (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成26年5月21日 中央区水前寺公園四丁目、中央区南熊本駐輪場、中央区平成駅前駐輪場

イ 平成26年5月22日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、南区富合町小岩瀬、並木坂エリア

- ウ 平成26年5月26日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア
- エ 平成26年5月27日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、北区植木町正清
- オ 平成26年5月28日 南区日吉二丁目3、南区八分字町2326-1
- カ 平成26年5月29日 はあもにい、健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、中央区水前寺四丁目3
- キ 平成26年5月30日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア
- ク 平成26年6月2日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、上通自転車駐輪場、新市街エリア
- ケ 平成26年6月3日 銀座通りエリア、市庁舎南側駐輪場、市庁舎北側駐輪場、市役所地下駐輪場、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア

(2) 保管の場所 平成第2自転車保管所

(3) 保管の期間 平成26年9月10日まで

2 移動・保管台数

自転車 235台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第2自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告示第436号

平成26年6月11日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、一般相談支援事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第51条の30第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 廃止した事業所の名称及び所在地

えづこ相談支援センター

熊本市東区画図町大字重富575

2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

社会福祉法人 志友会

熊本県葦北郡芦北町大字芦北2813

理事長 篠原 誠

3 廃止した事業の種類

地域移行支援、地域定着支援

4 廃止年月日

平成26年6月30日

## 告 示 第 4 3 7 号

平成 26 年 6 月 1 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 6 0 9 0	セントケア熊本 熊本市中央区水前寺四丁目 5 4 - 2 1	セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号 代表取締役 東 善郎	平成 26 年 6 月 3 0 日	居宅介護支 援

## 告 示 第 4 3 8 号

平成 26 年 6 月 1 1 日

平成 26 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 26 年度	介護保険料	5 月期	平成 26 年 6 月 3 0 日	公示送達者
		6 月期	平成 26 年 6 月 3 0 日	1 人
		7 月期	平成 26 年 7 月 3 1 日	(登載省略)

## 告 示 第 4 3 9 号

平成 26 年 6 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 団体の名称

川上校区第 1 8 町内自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「中村 孝夫」を「津地 正一」に改める。

## (2) 代表者の住所

「熊本市四方寄町 6 5 5 - 5」を「熊本市北区四方寄町 5 9 4 番地 7」に改める。

## 告 示 第 4 4 0 号

平成 26 年 6 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした秋津レークタウン自治会から、同条第 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及びその内容

「金生 延也 熊本市東区秋津町秋田 3 4 4 3 番 2 5 号」を「賤部 憲男 熊本市東区秋津町秋田 3 4 4 1 番 3 2 号」に改める。

告 示 第 4 4 1 号

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻西校区第 7 町内自治会から、同条第 1 1 項の規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

事務所

「本会の事務所は、熊本市東区御領一丁目 8 0 8 番 3 号、託麻西 7 町内公民館に置く。」を「本会の事務所は、熊本市東区御領一丁目 1 - 1 2 8、託麻西 7 町内公民館に置く。」に改める。

隣保組及び隣保組長

「第 7 条 本会の運営を円滑にするため、地域ごとに隣保組を組織し、組員の互員により、隣保組長を選出し、自治会運営に協力し、町内の発展向上に寄与するものとする。」を追加する。

役員

「会は次の役員をおく。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会 長  | 1 名 |
| (2) 副会長  | 1 名 |
| (3) 理 事  | 5 名 |
| (4) 会 計  | 1 名 |
| (5) 顧 問  | 1 名 |
| (6) 監 事  | 1 名 |
| (7) 民生委員 | 2 名 |

を

「会は次の役員をおく。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 会 長    | 1 名 |
| (2) 副会長    | 1 名 |
| (3) 理 事    | 4 名 |
| (4) 会 計    | 1 名 |
| (5) 代表隣保組長 | 1 名 |
| (6) 監 事    | 2 名 |

に改める。

役員職務

「2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は会長の命を受けて会務を分担し、会員名簿その他の必要書類を作成する。」

を

「2 副会長は、会長が事故にあったときは、会議等への代理出席を行う等会長職を代行する。

3 副会長、理事は会長の命をうけて会務を分担し、必要書類を作成する。

に改める。

5 代表隣保組長は、隣保組長と役員会との連絡調整にあたる。」

に改める。

## 役員の任期

「1 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。」を「1 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また役員が同時期に全員交代しないように配慮する。」に改める。

## 機能

「役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

を

「役員会は次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1)第14条第(1)から第(7)項までを審議し、議決する。(2)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項、事業の進捗状況、活動報告情報提供(交換)については、役員定例会として、定期的に開催するものとする。なお、役員定例会は第18条から22条の規定は適用しないものとする。」

に改める。

## 会費

「会費は、総会において別に定める金額を徴収する。」を「会費は、総会において別に定めた金額を徴収する。」に改める。

告 示 第 4 4 2 号

平成26年6月12日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110530	茶話本舗デイサービス土河原 熊本市南区土河原町199-1	株式会社西日本ケアグループ 熊本市西区二本木四丁目22番28号 代表取締役 光永 悦子	平成26年 6月16日	通所介護

告 示 第 4 4 3 号

平成26年6月12日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110548	デイサービス田原の郷 熊本市北区植木町鞍掛1521番地1	社会福祉法人心和会 熊本市北区植木町鞍掛1522番地1 理事長 濱坂 浩一郎	平成26年 6月16日	通所介護

4 3 7 0 1 1 0 5 4 8	デイサービス田原の郷 熊本市北区植木町鞍掛 1 5 2 1 番地 1	社会福祉法人心和会 熊本市北区植木町鞍掛 1 5 2 2 番地 1 理事長 濱坂 浩一郎	平成 2 6 年 6 月 1 6 日	介護予防通 所介護
------------------------	---------------------------------------	--	-----------------------	--------------

## 告 示 第 4 4 4 号

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 団体の名称

埋原自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「早道 修二」を「松本 信一」に改める。

## (2) 代表者の住所

「鹿本郡植木町大字轟 2 4 7 0 番地 1」を「熊本市北区植木町轟 1 5 8 8 番地」に改める。

## 告 示 第 4 4 7 号

平成 2 6 年 6 月 1 3 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 団体の名称

内区自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 区域

「本会の区域は熊本市植木町内 1 番地から 1 7 2 4 番地の 2 までの区域とする。」を「本会の区域は熊本市北区植木町内 1 番地から 1 7 2 4 番地の 2 までの区域とする。」に改める。

## (2) 主たる事務所

「熊本市植木町内 9 8 7 番地 1」を「熊本市北区植木町内 9 8 7 番地 1」に改める。

## 告 示 第 4 4 8 号

平成 2 6 年 6 月 1 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 廃止した事業所の名称及び所在地

セントケア健軍

熊本市東区東野四丁目 6 番 2 6 号

## 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

セントケア九州 株式会社

熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号

代表取締役 東 善郎

## 3 廃止した事業の種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

4 廃止年月日

平成 26 年 6 月 30 日

告 示 第 4 4 9 号

平成 26 年 6 月 13 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種類
437011 0522	リバーサイド熊本 ユニットホーム 短期入所生活介護 熊本市西区河内町野出 1936 番地 1	社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 熊本市中央区本荘五丁目 10 番 36 号 理事長 野口 駿	平成 26 年 4 月 1 日	短期入所 生活介護
437011 0522	リバーサイド熊本 ユニットホーム 短期入所生活介護 熊本市西区河内町野出 1936 番地 1	社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 熊本市中央区本荘五丁目 10 番 36 号 理事長 野口 駿	平成 26 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護

## 公 告

公 告 第 4 2 0 号

平成 26 年 6 月 2 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項に基づき、地籍調査を実施するにあたり、同法第 7 条及び同法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 10 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業計画が公示された日

平成 26 年 4 月 1 日

2 調査を実施する者の名称

熊本市

3 調査地域

東区戸島六丁目、東区戸島本町、東区戸島町の各一部、中央区帯山一丁目、中央区帯山二丁目、中央区水前寺一丁目、中央区水前寺二丁目、中央区水前寺三丁目、中央区水前寺四丁目、中央区水前寺五丁目、中央区新大江三丁目、中央区保田窪一丁目、中央区保田窪二丁目、中央区上水前寺一丁目、中央区神水一丁目の全部、中央区水前寺公園の一部、北区植木町辺田野の全部、北区植木町亀甲の一部

4 調査の期間

平成 26 年 6 月 2 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

公 告 第 4 2 2 号

平成 26 年 6 月 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。



熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区保田窪本町 2 7 2 番  
1, 2 6 4. 9 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区保田窪本町  
氏名 登載省略

公 告 第 4 2 6 号

平成 2 6 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区楡木二丁目 1 5 3 5 番 1  
2, 7 9 7. 2 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区楠一丁目 1 2 番 5 1 号  
有限会社 プライスウォーターハウス  
代表取締役 小川 博之

公 告 第 4 2 7 号

平成 2 6 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区城南町六田字下亀坂 5 3 0 番 1  
2 8 8. 1 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区城南町  
氏名 登載省略

公 告 第 4 2 8 号

平成 2 6 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区護藤町字菰堀 1 5 7 1 番  
1, 9 6 2. 4 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号  
株式会社 九建ホーム  
代表取締役 福嶋 正夫

## 公 告 第 4 2 9 号

平成 2 6 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区富合町大町字古川 8 8 4 番 5、8 8 6 番 1、9 0 3 番 3  
2, 6 8 1. 4 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本県八代郡氷川町鹿島 6 4 1 番地の 1  
カシマ開発株式会社  
代表取締役 山口 信行

## 公 告 第 4 3 4 号

平成 2 6 年 6 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区城南町永字屋敷 1 2 8 9 番 4、1 2 8 9 番 5  
3 3 0. 5 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区城南町宮地  
氏名 登載省略

## 公 告 第 4 3 5 号

平成 2 6 年 6 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区城南町舞原字吉野原 1 0 8 3 番 2、1 0 8 3 番 4  
4 6 6. 5 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区城南町舞原  
氏名 登載省略

## 公 告 第 4 3 9 号

平成 2 6 年 6 月 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区野口三丁目 1 1 4 3 番、1 1 4 5 番、1 1 4 6 番、1 2 0 9 番 1、1 2 1 0 番 1、1 2 1 1 番 1、1 2 1 2 番 1 及び水路、市道  
4, 0 2 6. 7 2 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区長嶺南八丁目 1 1 番 4 0 号  
三智開発株式会社  
代表取締役 原 美保  
熊本市中央区水前寺六丁目 5 0 番 1 9 号  
ファミリーステージ株式会社  
代表取締役 加藤 龍也

---

公 告 第 4 4 0 号  
平成 2 6 年 6 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区龍田九丁目 1 2 4 4 番 1、1 2 4 4 番 2 3  
3, 0 8 5. 5 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区龍田八丁目 2 0 番 5 4 号  
株式会社 利プランニング  
代表取締役 田中 利枝

---

公 告 第 4 4 5 号  
平成 2 6 年 6 月 1 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区城南町今吉野字丸山 2 8 1 番 1  
4 9 6. 2 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区馬渡一丁目  
氏名 登載省略

---

公 告 第 4 4 6 号  
平成 2 6 年 6 月 1 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区戸島西一丁目 3 0 9 2 番 2  
2, 5 4 1. 8 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区田迎五丁目 4 番 6 号  
TAKASUG I 株式会社  
代表取締役 平島 孝典

## 公 告 第 4 4 8 号

平成 26 年 6 月 11 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づき、一団地認定を取消したので、同法第 86 の 5 条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 申請人  
住所 熊本県菊池市赤星 2 1 1 4 番地 1  
氏名 株式会社 八方建設  
代表取締役 前川 浩志
- 2 認定の取消し区域  
地名地番 熊本市中央区水前寺四丁目 7 1 番 1  
敷地面積 1 5 6 0. 2㎡
- 3 一団地認定年月日番号  
昭和 60 年 9 月 30 日 指令（建指）第 1 号
- 4 一団地認定取消年月日番号  
平成 26 年 6 月 6 日 指令（建指）第 1 号

## 公 告 第 4 4 9 号

平成 26 年 6 月 12 日

熊本都市計画地区計画の案を作成したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 2 項の規定に基づく熊本市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 61 年条例第 13 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに縦覧に供された都市計画の原案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

- 1 都市計画の種類及び名称  
熊本都市計画地区計画 出水 7 丁目地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市中央区出水 7 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課
- 4 縦覧期間  
平成 26 年 6 月 12 日から平成 26 年 6 月 26 日まで

## 公 告 第 4 5 1 号

平成 26 年 6 月 13 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画第 3 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 縦覧場所  
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

<b>中 央 区</b>
--------------

中央区告示第 15 号

平成 26 年 6 月 4 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定により、以下のとおり公表する。

ただし、対象期間は平成 25 年 4 月 1 日以降から平成 26 年 3 月末日までの閲覧分である。

閲覧の年月日	請求者または申出者	利用目的等の概要	閲覧に係る住民の範囲	件数
平成 25 年 4 月 15 日	熊本県土木部河川港湾局港湾課	熊本県土木部河川港湾局港湾課が行う「港湾事業に関するアンケート調査」	熊本市内の満 20 歳以上の男女	597
平成 25 年 4 月 30 日	熊本県企画振興部局企画課	熊本県企画振興部局企画課が行う「県民アンケート調査」	熊本市内の満 20 歳以上の男女	2,425
平成 25 年 5 月 2 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融広報中央委員会が行う「家計の金融行動に関する世論調査」	水前寺三丁目 3 から 8 番、11 から 14 番 平成 5 年 5 月 31 日生まれまでの男女	22
平成 25 年 5 月 8、9、10 日	自衛隊熊本地方協力本部	自衛隊熊本地方協力本部が行う「自衛官等の募集に伴う広報」	平成 7 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日生まれの男子	814
平成 25 年 5 月 15 日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	新屋敷一丁目、九品寺一丁目、坪井一、二丁目、帯山五丁目 平成 9 年 4 月 1 日以前に生まれた男女	129
平成 25 年 5 月 23 日	株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	国土交通省観光庁が行う「2013 年度旅行・観光消費動向調査」	本庄一、二、三丁目 男女個人 年齢制限なし	85
平成 25 年 5 月 28 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「国民生活に関する世論調査」	九品寺一丁目 12、14、16、19 番 20 歳以上 (平成 5 年 5 月末日まで生まれ男女)	28
平成 25 年 6 月 6 日	株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良	独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う「若年期の職業経歴と現在の働き方に関するアンケート調査」	帯山一丁目 昭和 43 年 7 月 2 日から昭和 63 年 7 月 1 日生まれの男女	23

平成25年6月11日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	株式会社野村総合研究所が行う「テレビ視聴に関する調査」	上京塚町 16歳以上 (平成9年6月末日まで生まれ男女)	14
平成25年6月11日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「NPO法人に関する世論調査」	北千反畑町 20歳以上 (平成5年5月末日まで生まれ日本人男女)	17
平成25年6月17日	熊日サービス開発株式会社 代表取締役社長 山口 孝	株式会社熊本日日新聞社が行う「くらしの情報とメディアに対するアンケート」	熊本市全域 20歳以上日本人男女	525
平成25年7月4日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが行う「飲酒と生活習慣に関する調査」	国府一丁目9番から13番 20歳以上(平成5年6月末日まで生まれ日本人男女)	26
平成25年7月4日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「子どもの安全に関する世論調査」	本荘町684番地 20歳以上 (平成5年6月末日まで生まれ日本人男女)	17
平成25年7月23日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	公益財団法人新聞通信調査会が行う「第6回メディアに関する全国世論調査」	国府二丁目8番から12番 18歳以上 (平成7年7月末日まで生まれ日本人男女)	20
平成25年8月20日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	独立行政法人国民生活センターが行う「第41回国民生活動向調査」	国府三丁目16番から18番 坪井四丁目13番、14番 本山三丁目1番、2番 平成一丁目1番から17番 20歳から79歳以下 (昭和8年9月1日から平成5年8月末日生まれの日本人男女)	80

平成25年8月20日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	公益財団法人新聞通信調査会が行う「第6回メディアに関する全国世論調査」	国府二丁目8番、13番 18歳以上 (平成7年7月末日まで生まれ日本人男女)	2
平成25年8月23日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	帯山五丁目 平成9年8月1日以前に生まれた男女	43
平成25年8月21日、22日、23日、27日、28日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	国土交通省都市局が行う「全国都市交通特性調査」	熊本市全域	2,767
平成25年9月4日	NHK熊本放送局放送部 部長 宮原 孝明	NHK熊本放送局放送部が行う「日本人の意識調査」	壺川二丁目 平成9年12月31日生まれまでの日本人	14
平成25年9月10日	株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代	内閣府政策統括官が行う「市民の社会貢献に関する実態調査」	九品寺 1944年1月1日から1993年8月16日生まれの日本人の男女	54
平成25年9月18日	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府大臣官房政府広報室が行う「外交に関する世論調査(附帯:時事問題)」	大江一丁目12番 平成5年8月31日以前生まれた男女個人	17
平成25年9月27日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所が行う「日本の国民性 第13次全国調査」	新町四丁目 外国人を除く、20歳以上84歳以下の男女 (昭和3年10月1日から平成5年9月30日生まれ)	16
平成25年9月27日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	国立大学法人東京大学大学院教育学研究科が行う「教育と仕事に関する全国調査」	黒髪五から六丁目 外国人を除く、30歳以上64歳以下の男女 (昭和23年11月2日から昭和58年11月1日生まれ)	20

平成25年10月17日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	NHK放送文化研究所が行う「防災とエネルギー調査」	帯山九丁目 16歳以上 (平成9年12月末日生まれの外国人含む男女)	12
平成25年10月29日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	九品寺一丁目、三丁目、大江三丁目、新屋敷三丁目、帯山二丁目、保田窪一丁目 平成9年10月1日以前に生まれた男女個人	86
平成25年11月12日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府政策統括官が行う「食育に関する意識調査」	九品寺四丁目5番から8番 20歳以上 (平成5年10月末日まで生まれ日本人男女)	17
平成25年11月21日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	内閣府政策統括官が行う「高齢期に向けた『備え』に関する意識調査」	迎町二丁目、琴平本町 外国人を除く、35歳以上64歳以下の男女 (昭和23年10月2日から昭和53年10月1日生まれ)	30
平成25年11月26日	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者庁が行う「消費者意識基本調査」	黒髪六丁目1番から5番 15歳以上 平成10年12月31日以前生まれの日本人男女個人	25
平成25年12月12日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	明治国際医療大学、NHK放送文化研究所が行う「生活意識に関する調査」	横手二丁目から三丁目 20歳以上日本人男女 (平成5年12月末日まで生まれ)	17
平成25年12月24日	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構 所長 伊東 光晴	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構が行う「介護施設の選択に関する一般高齢者向けのアンケート」	区全域 50歳以上65歳以下の日本人男女 (昭和23年11月1日から昭和38年11月1日生まれまで)	60



平成 26 年 1 月 9 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	総務省情報通信国際戦略局が行う「通信利用動向調査」	区全域 外国人を除く、20 歳以上の男女 (平成 5 年 4 月 1 日生まれまで)	192
平成 26 年 1 月 14 日、15 日	株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	日本たばこ産業株式会社が「全国たばこ喫煙者率調査」	弥生町、迎町一丁目から二丁目、国府三丁目 大正 13 年 5 月 1 日から平成 6 年 4 月 30 日生まれの日本人男女	120
平成 26 年 1 月 28 日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	大江三丁目から四丁目、水前寺公園、水前寺五丁目 平成 10 年 1 月 1 日以前に生まれた日本人男女	86
平成 26 年 1 月 28 日	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府政策統括官が行う「小学生・中学生の意識に関する調査」	黒髪一丁目から二丁目 平成 10 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日に生まれた日本人男女個人	20
平成 26 年 2 月 6 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	文化庁文化庁国語課が行う「平成 25 年度国語に関する世論調査」	琴平一丁目 16 歳以上 (平成 10 年 2 月末日まで生まれ日本人男女)	20
平成 26 年 3 月 20 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融広報中央委員会が行う「家計の金融行動に関する世論調査」	上通町 4 番から 9 番、草葉町 1 番 平成 6 年 5 月 31 日生まれまでの満 20 歳以上の日本人の男女	22

## 東 区

東 区 告 示 第 5 号

平 成 2 6 年 6 月 4 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定により、以下のとおり公表する。

ただし、対象期間は平成 25 年 4 月 1 日以降から平成 26 年 3 月末日までの閲覧分である。

閲覧の 年月日	請求者または申出 者	利用目的等の 概要	閲覧に係る 住民の範囲	件数
平成 25 年 5 月 2 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融広報中央委員会が行う「家計の金融行動に関する世論調査」	長嶺東五丁目 2 か ら 5 番、7 から 12 番、21 番 平成 5 年 5 月 31 日生まれまでの男 女	22
平成 25 年 5 月 8、9、 10 日	自衛隊熊本地方協 力本部	自衛隊熊本地方協力本部が行う「自衛官等の募集に伴う広報」	平成 7 年 4 月 2 日 から平成 8 年 4 月 1 日生まれの男子	1,054
平成 25 年 5 月 17 日	NHK 熊本放送局 放送部 部長 小原 茂	NHK 熊本放送局放送部が行う「平成 25 年度 6 月全国個人視聴率調査」	長嶺東五丁目、長嶺 西一丁目 平成 18 年 12 月 31 日生まれまで の日本人	28
平成 25 年 5 月 28 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	NHK 放送文化研究所が行う「2013 年 6 月全国放送サービス接触状況調査」	桜木一丁目 7 歳以上 (平成 18 年 12 月末日生まれの男 女)	12
平成 25 年 5 月 28 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「国民生活に関する世論調査」	西原三丁目 2 番 20 歳以上 (平成 5 年 5 月末 日まで生まれ男女)	28
平成 25 年 6 月 6 日	株式会社 日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良	独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う「若年期の職業経歴と現在の働き方に関するアンケート調査」	月出八丁目、小峯一 丁目 昭和 43 年 7 月 2 日から昭和 63 年 7 月 1 日生まれの 男女	23
平成 25 年 6 月 13 日	株式会社毎日新聞 社 代表取締役社長 朝比奈 豊	株式会社毎日新聞社が行う「第 67 回読書世論調査」	画図町大字富重 16 歳以上 (平成 9 年 9 月 3 0 日生まれまでの 日本人男女)	12
平成 25 年 6 月 18 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	公益財団法人笹川スポーツ財団が行う「4 から 9 歳・10 代のスポーツライフに関する調査」	東町四丁目 7 番、8 番 平成 5 年 4 月 2 日 から平成 21 年 4 月 1 日生まれの男 女	35

平成 25 年 6 月 18 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	花立二丁目 20 歳以上の日本人男女 (平成 5 年 7 月 31 日生まれまで)	15
平成 25 年 7 月 4 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが行う「飲酒と生活習慣に関する調査」	八反田二丁目 10 番から 12 番 20 歳以上 (平成 5 年 6 月末日まで生まれ日本人男女)	26
平成 25 年 8 月 20 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	独立行政法人国民生活センターが行う「第 41 回国民生活動向調査」	画図町重富 888 番地 戸島五丁目 16 番から六丁目 2 番 20 歳から 79 歳以下 (昭和 8 年 9 月 1 日から平成 5 年 8 月末日生まれの日本人男女)	40
平成 25 年 9 月 3 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	桜木一丁目 20 歳以上の日本人男女 (平成 5 年 10 月 31 日生まれまで)	15
平成 25 年 9 月 4 日	NHK 熊本放送局放送部 部長 宮原 孝明	NHK 熊本放送局放送部が行う「平成 25 年度 11 月全国個人視聴率調査」	長嶺東五丁目 平成 18 年 12 月 31 日生まれまでの日本人	12
平成 25 年 9 月 4 日	NHK 熊本放送局放送部 部長 宮原 孝明	NHK 熊本放送局放送部が行う「日本人の意識調査」	長嶺東五丁目 平成 9 年 12 月 31 日生まれまでの日本人	14
平成 25 年 9 月 10 日	株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代	内閣府政策統括官が行う「市民の社会貢献に関する実態調査」	昭和町 1944 年 1 月 1 日から 1993 年 8 月 16 日生まれの日本人の男女	50
平成 25 年 9 月 11 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	内閣府政策統括官が行う「家族と地域における子育てに関する意識調査」	沼山津三丁目 20 歳以上 79 歳以下の日本人の男女 (昭和 8 年 8 月 2 日から平成 5 年 8 月 1 日生まれ)	15

平成 25 年 9 月 25 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広 報室が行う「民法の成 年年齢に関する世論調 査」	錦ヶ丘 18 歳以上 (平成 7 年 9 月末 日まで生まれ日本 人男女)	14
平成 25 年 9 月 25 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	NHK 放送文化研究所 が行う「国への帰属意 識に関する国際比較調 査」	尾ノ上一丁目 16 歳以上 (平成 9 年 12 月 末生まれの日本 人男女)	12
平成 25 年 9 月 26 日	一般社団法人新情 報センター 事務局長 平谷 伸次	独立行政法人国立精 神・神経医療研究セン ターが行う「第 10 回 飲酒・喫煙・くすりの 使用についてのアンケ ート調査」	御領二丁目 2 番か ら 8 番 昭和 23 年 10 月 1 日から平成 10 年 9 月 30 日生ま れの男女個人	15
平成 25 年 10 月 16 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	内閣府政策統括官が行 う「青少年のインター ネット利用環境実態調 査」	尾ノ上四丁目 10 歳以上 17 歳 以下の男女 (平成 7 年 11 月 2 日から平成 15 年 11 月 1 日生ま れ)	20
平成 25 年 10 月 17 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	NHK 放送文化研究所 が行う「2013 年 1 1 月全国放送サービス 接触動向調査」	秋津町秋田 7 歳以上 (平成 18 年 12 月末日生まれの日 本人男女)	12
平成 25 年 10 月 17 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	一般社団法人日本新聞 協会が行う「メディア の接触と評価に関する 調査」	小山五丁目 3 番か ら 8 番 15 歳から 79 歳 (昭和 8 年 11 月 1 日から平成 10 年 10 月末日まで 生まれ日本人男女)	20
平成 25 年 11 月 12 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広 報室が行う「防災に関 する世論調査」	長嶺東四丁目 5 番、 6 番、9 番 20 歳以上 (平成 5 年 10 月 末日まで生まれ日 本人男女)	14

平成 25 年 1 1 月 26 日	一般社団法人新情 報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者庁が行う「消費 者意識基本調査」	新生一丁目 10 番 から 20 番 15 歳以上 平成 10 年 12 月 31 日以前生まれ の日本人男女個人	25
平成 25 年 1 1 月 26 日	一般社団法人新情 報センター 事務局長 平谷 伸次	国土交通省土地・建設 産業局 が行う「土地問題に関 する国民の意識調査	長嶺東四丁目 5 番 から 7 番 20 歳以上 平成 5 年 1 1 月 3 0 日以前生まれの 日本人男女個人	17
平成 25 年 1 2 月 10 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活 意識に関するアンケ ー調査」	長嶺東二丁目から 三丁目 20 歳以上の日本 人男女 (平成 6 年 1 月 3 1 日生まれまで)	15
平成 25 年 1 2 月 24 日	一般財団法人医療 経済研究・社会保 険福祉協会医療経 済研究機構 所長 伊東 光晴	一般財団法人医療経済 研究・社会保険福祉協 会医療経済研究機構が 行う「介護施設の選択 に関する一般高齢者向 けのアンケート」	区全域 50 歳以上 65 歳 以下の日本人男女 (昭和 23 年 1 1 月 1 日から昭和 3 8 年 1 1 月 1 日生 まれまで)	60
平成 26 年 1 月 14 日、 15 日	株式会社ビデオリ サーチ 代表取締役社長 秋山 創一	日本たばこ産業株式会 社が行う「全国たばこ 喫煙者率調査」	花立三丁目、東町四 丁目、下江津三丁目 から四丁目 大正 13 年 5 月 1 日から平成 6 年 4 月 30 日生まれの 日本人男女	180
平成 26 年 1 月 21 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	学校法人自治医科大学 が行う「ロコモティブ シンドロームに関する 疫学研究：健康と運動 器症状についてのアン ケート」	西原三丁目、御領一 丁目 40 歳以上 79 歳 以下の日本人男女 (平成 9 年 2 月 1 日から昭和 49 年 1 月 31 日生まれ)	30
平成 26 年 3 月 4 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活 意識に関するアンケ ー調査」	保田窪五丁目 外国人を除く、20 歳以上の男女 (平成 6 年 4 月 3 0 日生まれまで)	15

平成 26 年 3 月 5 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	学校法人桐蔭学園桐蔭 横浜大学が行う「法制 度に関する意識調査」	尾ノ上二丁目 2 番 から 5 番 20 歳以上 (平成 6 年 3 月末 日まで生まれ日本 人男女)	14
平成 26 年 3 月 20 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融広報中央委員会が 行う「家計の金融行動 に関する世論調査」	保田窪本町 7 番か ら 11 番、保田窪二 丁目 1 番 平成 6 年 5 月 31 日生まれまでの満 20 歳以上の日本 人の男女	22

西 区
-----

西区告示第 6 号

平成 26 年 6 月 4 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり告示する。

熊本市西区長 永田 剛毅

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定により、以下のとおり公表する。

ただし、対象期間は平成 25 年 4 月 1 日以降から平成 26 年 3 月末日までの閲覧分である。

閲覧の 年月日	請求者または申出 者	利用目的等の 概要	閲覧に係る 住民の範囲	件数
平成 25 年 5 月 8、9、1 0 日	自衛隊熊本地方協 力本部	自衛隊熊本地方協力本部 が行う「自衛官等の募集に 伴う広報」	平成 7 年 4 月 2 日か ら平成 8 年 4 月 1 日 生まれの男子	463
平成 25 年 5 月 23 日	株式会社インテ ーリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	国土交通省観光庁が行う 「2013 年度旅行・観光 消費動向調査」	花園四、五丁目 男女個人 年齢制限なし	85
平成 25 年 7 月 23 日	一般社団法人中央 調査社 会長 西澤 豊	株式会社朝日新聞社が行 う「2013 年新聞及びウ ェブ利用に関する総合調 査(くらしと情報について のおたずね)」	島崎五丁目 1 番から 4 番、45 番から 4 7 番 15 歳以上(平成 1 0 年 8 月末日まで生 まれ日本人男女)	23
平成 25 年 7 月 24 日	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府大臣官房政府広報 室が行う「国立公園に関す る世論調査」	横手二丁目から三丁 目 平成 5 年 7 月 31 日 以前生まれ日本人男 女	17

平成25年9月11日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	NHK放送文化研究所が行う「テレビ視聴とメディアについての調査」	島崎七丁目 16歳以上 (平成9年12月31日生まれまでの日本人男女)	12
平成25年9月26日	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う「第10回飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査」	上熊本三丁目2番から5番 昭和23年10月1日から平成10年9月30日生まれの男女個人	14
平成25年10月17日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「アイヌ政策に関する世論調査」	二本木五丁目4番 20歳以上 (平成5年9月末日まで生まれ日本人男女)	17
平成25年10月17日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	一般社団法人日本新聞協会が行う「メディアの接触と評価に関する調査」	花園五丁目30番から40番 15歳から79歳 (昭和8年11月1日から平成10年10月末日まで生まれ日本人男女)	20
平成25年12月10日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う「日本人の就業実態に関する総合調査」	城山下代一丁目5番から14番、城山下代二丁目2番から12番 20歳以上65歳以下の日本人男女 (昭和24年1月1日から平成5年12月31日生まれ)	26
平成25年12月12日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「消費者行政の推進に関する世論調査」	花園三丁目9番から11番 20歳以上 (平成5年12月末日まで生まれ日本人男女)	17
平成25年12月12日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「社会意識に関する世論調査」	島崎五丁目 20歳以上 (平成5年12月末日生まれの日本人男女)	37

平成 25 年 1 2 月 24 日	一般財団法人医療 経済研究・社会保 険福祉協会医療経 済研究機構 所長 伊東 光晴	一般財団法人医療経済研 究・社会保険福祉協会医療 経済研究機構が行う「介護 施設の選択に関する一般 高齢者向けのアンケート」	区全域 50 歳以上 65 歳以 下の日本人男女 (昭和 23 年 1 月 1 日から昭和 38 年 1 月 1 日生まれま で)	60
平成 26 年 1 月 14 日、1 5 日	株式会社ビデオリ サーチ 代表取締役社長 秋山 創一	日本たばこ産業株式会 社が行う「全国たばこ喫煙者 率調査」	中原町 大正 13 年 5 月 1 日 から平成 6 年 4 月 3 0 日生まれの日本人 男女	60
平成 26 年 1 月 21 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	学校法人自治医科大学が 行う「ロコモティブシンド ロームに関する疫学研究: 健康と運動器症状につ いてのアンケート」	河内町白浜、河内町 船津 40 歳以上 79 歳以 下の日本人男女 (平成 9 年 2 月 1 日 から昭和 49 年 1 月 31 日生まれ)	30

## 南 区

南区告示第 4 号

平成 26 年 6 月 4 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定により、以下のとおり公表する。

ただし、対象期間は平成 25 年 4 月 1 日以降から平成 26 年 3 月末日までの閲覧分である。

閲覧の 年月日	請求者または申出者	利用目的等の 概要	閲覧に係る 住民の範囲	件数
平成 25 年 5 月 2 日	株式会社日本リサ ーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融広報中央委員会 が行う「家計の金融行動に 関する世論調査」	近見三丁目 10 号から 16 番、四丁目 19 番、六丁目 1 号から 6 番 平成 5 年 5 月 31 日 生まれまでの男女	22
平成 25 年 5 月 8、9、1 0 日	自衛隊熊本地方協力 本部	自衛隊熊本地方協力本 部が行う「自衛官等の募 集に伴う広報」	平成 7 年 4 月 2 日か ら平成 8 年 4 月 1 日 生まれの男子	649
平成 25 年 5 月 15 日	株式会社サーベイリ サーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家 計消費状況調査」	島町四、五丁目 白藤三丁目 平成 9 年 4 月 1 日以 前に生まれた男女	86
平成 25 年 6 月 6 日	株式会社 日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良	独立行政法人労働政策 研究・研修機構が行う 「若年期の職業経歴と 現在の働き方に関する アンケート調査」	白藤三丁目 昭和 43 年 7 月 2 日 から昭和 63 年 7 月 1 日生まれの男女	23



平成 25 年 6 月 11 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	株式会社野村総合研究所が行う「テレビ視聴に関する調査」	出仲間七丁目 3 番、4 番 16 歳以上 (平成 9 年 6 月末日まで生まれ男女)	14
平成 25 年 7 月 23 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	公益財団法人新聞通信調査会が行う「第 6 回メディアに関する全国世論調査」	御幸笛田二丁目 9 番から 14 番 18 歳以上 (平成 7 年 7 月末日まで生まれ日本人男女)	20
平成 25 年 7 月 23 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	株式会社朝日新聞社が行う「2013 年新聞及びウェブ利用に関する総合調査(くらしと情報についてのおたずね)」	八分字町 15 歳以上(平成 10 年 8 月末日まで生まれ日本人男女)	23
平成 25 年 8 月 20 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	公益財団法人新聞通信調査会が行う「第 6 回メディアに関する全国世論調査」	御幸笛田二丁目 14 番 18 歳以上 (平成 7 年 7 月末日まで生まれ日本人男女)	2
平成 25 年 9 月 25 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「民法の成年年齢に関する世論調査」	八幡七丁目 4 番、5 番、八丁目 2 番 18 歳以上 (平成 7 年 9 月末日まで生まれ日本人男女)	14
平成 25 年 10 月 17 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	NHK 放送文化研究所が行う「防災とエネルギー調査」	城南町鰯瀬 16 歳以上 (平成 9 年 12 月末日生まれの外国人含む男女)	12
平成 25 年 10 月 17 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	一般社団法人日本新聞協会が行う「メディアの接触と評価に関する調査」	薄場一丁目 15 歳から 79 歳 (昭和 8 年 11 月 1 日から平成 10 年 10 月末日まで生まれ日本人男女)	20
平成 25 年 10 月 29 日	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが行う「飲酒と生活習慣に関する調査」	御幸笛田二丁目 6 番から 7 番 平成 5 年 10 月 31 日以前に出生の男女個人	20
平成 25 年 10 月 29 日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	近見七丁目から八丁目 平成 9 年 10 月 1 日以前に生まれた男女個人	43

平成 25 年 1 月 12 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	国立大学法人京都大学物質-細胞統合システム拠点が行う「くらしと科学技術に関する意識調査」	川尻四丁目 1 番から 2 番 16 歳以上 (平成 9 年 1 1 月末日まで生まれ日本人男女)	1 1
平成 25 年 1 月 12 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「防災に関する世論調査」	城南町高 20 歳以上 (平成 5 年 1 0 月末日まで生まれ日本人男女)	1 4
平成 25 年 1 月 2 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府大臣官房政府広報室が行う「社会意識に関する世論調査」	城南町隈庄 20 歳以上 (平成 5 年 1 2 月末日生まれの日本人男女)	3 6
平成 25 年 1 月 17 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	放送大学学園が行う「暮らしと生きる力に関する調査」	白藤四丁目 7 番護藤町 外国人を除く、25 歳以上 74 歳以下の男女 (昭和 14 年 1 月 2 日から昭和 64 年 1 月 1 日生まれ)	2 3
平成 25 年 1 月 24 日	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構 所長 伊東 光晴	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構が行う「介護施設の選択に関する一般高齢者向けのアンケート」	区全域 50 歳以上 65 歳以下の日本人男女 (昭和 23 年 1 1 月 1 日から昭和 38 年 1 1 月 1 日生まれまで)	6 0
平成 26 年 1 月 9 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	総務省情報通信国際戦略局が行う「通信利用動向調査」	区全域 外国人を除く、20 歳以上の男女 (平成 5 年 4 月 1 日生まれまで)	1 9 2
平成 26 年 1 月 14 日、1 月 15 日	株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	日本たばこ産業株式会社が「全国たばこ喫煙者率調査」	富合町志々水 大正 13 年 5 月 1 日から平成 6 年 4 月 30 日生まれの日本人男女	6 0
平成 26 年 1 月 28 日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	江越二丁目、平田二丁目 平成 10 年 1 月 1 日以前に生まれた日本人男女	4 3
平成 26 年 3 月 20 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融広報中央委員会が行う「家計の金融行動に関する世論調査」	元三町一丁目 1 番、元三町二丁目 2 番から 7 番 平成 6 年 5 月 31 日生まれまでの満 20 歳以上の日本人の男女	2 2

## 南 区 告 示 第 5 号

平成 26 年 6 月 13 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 5 月 21 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

## 北 区

## 北 区 告 示 第 3 号

平成 26 年 6 月 6 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別表のとおり告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定により、以下のとおり公表する。  
ただし、対象期間は平成 25 年 4 月 1 日以降から平成 26 年 3 月末日までの閲覧分である。

閲覧の年月日	請求者または申出者	利用目的等の概要	閲覧に係る住民の範囲	件数
平成 25 年 5 月 8、9、10 日	自衛隊熊本地方協力本部	自衛隊熊本地方協力本部が行う「自衛官等の募集に伴う広報」	平成 7 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日生まれの男子	788
平成 25 年 5 月 15 日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	鹿子木町 平成 9 年 4 月 1 日以前に生まれた男女	43
平成 25 年 5 月 28 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	NHK 放送文化研究所が行う「2013 年 6 月全国放送サービス接触状況調査」	徳王一丁目 7 歳以上 (平成 18 年 12 月末日生まれの男女)	12
平成 25 年 6 月 13 日	株式会社毎日新聞社 代表取締役 社長 朝比奈 豊	株式会社毎日新聞社が行う「第 67 回読書世論調査」	植木町田底 16 歳以上 (平成 9 年 9 月 30 日生まれまでの日本人男女)	12
平成 25 年 6 月 18 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	龍田町弓削 20 歳以上の日本人男女 (平成 5 年 7 月 31 日生まれまで)	15
平成 25 年 7 月 23 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	株式会社朝日新聞社が行う「2013 年新聞及びウェブ利用に関する総合調査（くらしと情報についてのおたずね）」	植木町岩野 15 歳以上（平成 10 年 8 月末日まで生まれ日本人男女）	23
平成 25 年 8 月 8 日	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府大臣官房政府広報室が行う「臓器移植に関する世論調査」	下硯川町 1784 番地から 平成 5 年 7 月 31 日以前生まれの日本人男女	17

平成 25 年 8 月 20 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	公益財団法人家計経済研究所が行う「家庭生活についてのおたずね」	植木町植木及び広住 24歳から28歳(昭和59年10月2日から平成1年10月1日まで生まれ日本人男女)	18
平成 25 年 8 月 23 日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	改寄町 平成9年8月1日以前に生まれた男女	43
平成 25 年 9 月 3 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	植木町亀甲 20歳以上の日本人男女 (平成5年10月31日生まれまで)	15
平成 25 年 9 月 10 日	株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代	内閣府政策統括官が行う「市民の社会貢献に関する実態調査」	植木町岩野 1944年1月1日から1993年8月16日生まれの日本人の男女	46
平成 25 年 9 月 27 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所が行う「日本の国民性 第13次全国調査」	麻生田二から三丁目 外国人を除く、20歳以上84歳以下の男女 (昭和3年10月1日から平成5年9月30日生まれ)	16
平成 25 年 10 月 29 日	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府政策統括官が行う「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」	清水亀井町50番から51番 60歳以上の日本人男女個人	16
平成 25 年 10 月 29 日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	飛田一丁目、鶴羽田一丁目 平成9年10月1日以前に生まれた男女個人	43
平成 25 年 12 月 10 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	清水万石一丁目清水本町、清水町大字室園、 20歳以上の日本人男女 (平成6年1月31日生まれまで)	15
平成 25 年 12 月 10 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う「日本人の就業実態に関する総合調査」	武蔵ヶ丘七丁目5番、武蔵ヶ丘八丁目2番から8番 20歳以上65歳以下の日本人男女 (昭和24年1月1日から平成5年12月31日生まれ)	26

平成 25 年 1 2 月 12 日	一般社団法人中 央調査社 会長 西澤 豊	株式会社野村総合研究 所が行う「テレビ視聴 に関する調査」	武蔵ヶ丘八丁目 2 番か ら 5 番 16 歳以上 (平成 9 年 12 月末日 まで生まれ日本人男 女)	14
平成 25 年 1 2 月 24 日	一般財団法人医 療経済研究・社会 保険福祉協会医 療経済研究機構 所長 伊東 光晴	一般財団法人医療経済 研究・社会保険福祉協 会医療経済研究機構が 行う「介護施設の選択 に関する一般高齢者向 けのアンケート」	区全域 50 歳以上 65 歳以下 の日本人男女 (昭和 23 年 11 月 1 日から昭和 38 年 11 月 1 日生まれまで)	60
平成 26 年 1 月 14 日、15 日	株式会社ビデオ リサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	日本たばこ産業株式会 社が行う「全国たばこ 喫煙者率調査」	植木町米塚、龍田四丁 目 大正 13 年 5 月 1 日か ら平成 6 年 4 月 30 日 生まれの日本人男女	120
平成 26 年 1 月 28 日	株式会社サーベ イリサーチセン ター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が行う 「家計消費状況調査」	山室一丁目 平成 10 年 1 月 1 日以 前に生まれた日本人男 女	43
平成 26 年 3 月 4 日	株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活 意識に関するアンケー ト調査」	飛田四丁目、飛田町、 万楽寺、貢町、 外国人を除く、20 歳 以上の男女 (平成 6 年 4 月 30 日 生まれまで)	15

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第 39 号

平成 26 年 6 月 2 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 26 年 6 月 2 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成 26 年 6 月 2 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
  - (1) 東部処理区  
東区戸島西三丁目、東区戸島西四丁目、東区戸島五丁目、東区長嶺南七丁目、東区佐土原二丁目、東区桜木六丁目及び南区田井島三丁目の各一部
  - (2) 南部処理区  
南区野口二丁目及び南区幸田二丁目の各一部
  - (3) 西部処理区  
西区花園六丁目、西区中島町及び西区小島五丁目の各一部
  - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区飛田二丁目及び北区山室一丁目の各一部

- (5) 富合処理区  
南区富合町榎津の一部
- (6) 植木処理区  
北区植木町舞尾及び北区植木町植木の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - (1) 東部処理区  
東区秋津町秋田 5 3 6 番  
東部浄化センター
  - (2) 南部処理区  
南区元三町四丁目 1 番 1 号  
南部浄化センター
  - (3) 西部処理区  
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号  
西部浄化センター
  - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号  
熊本北部浄化センター
  - (5) 富合処理区  
宇土市高柳町 1 3 8  
宇土市終末処理場
  - (6) 植木処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号  
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 4 0 号  
平成 2 6 年 6 月 3 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 1 9 1 号	熊本市東区御領七丁目 2 番 2 号 三和電工設備株式会社 代表取締役 錦戸 保介	平成 2 6 年 5 月 2 3 日
		代表者の異動

上下水道局告示第 4 1 号  
平成 2 6 年 6 月 3 日

次の者から給水装置工事の事業の休止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事

業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	休止年月日
第 6 2 0 号	熊本市北区釜尾町 1 5 7 番地 1 3 株式会社進興土木 代表取締役 田中 武	平成 2 6 年 5 月 1 日

上下水道局告示第 4 2 号

平成 2 6 年 6 月 5 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 2 2 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 6 8 9 号	上益城郡御船町大字豊秋 7 6 5 番地 有限会社ツルカメ企画事務所 代表取締役 永山 仁	平成 2 6 年 5 月 2 9 日

## 監 査

監委公告第 1 0 号

平成 2 6 年 6 月 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、平成 2 5 年度の監査を実施したので同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり公表する。

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭

熊本市監査委員 石 原 純 生

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

### 1 定期監査（財務）

#### (1) 監査の対象

議会事務局、市長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局のうち、資料(1)（登載省略）の市機構図中  で囲んでいる局、課等。（※監査要領より）

#### (2) 監査の期間

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日から平成 2 6 年 3 月 7 日まで

#### (3) 監査の方法

今回の監査は、平成 2 5 年 9 月末日現在における資料の提出を求め、財務に関する事務のうち、主として予算の執行状況、契約事務、財産の管理等について書類審査し、必要に応じて関係職員に質問するなどの方法で実施した。

#### (4) 監査の結果

- ・議会事務局  
適正に執行されているものと認められた。
- ・総務局  
適正に執行されているものと認められた。
- ・企画振興局  
適正に執行されているものと認められた。
- ・財政局  
適正に執行されているものと認められた。
- ・健康福祉子ども局  
おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項 1] 契約事務について：感染症対策課

感染性産業廃棄物収集運搬業務委託契約においては、予定価格が消費税及び地方消費税を含め定められており、7 業者による競争見積りが行われた結果、予定価格と同額を提示した業者を最低価格業者として契約が締結されていた。しかしながら、業者から提示された見積額は、消費税及び地方消費税を含まないものとなっていた。

また、契約業者選定に資する見積額比較表が、消費税及び地方消費税を含むか否かの区別なく、見積書に記載された金額によって作成されていた。

契約書に消費税及び地方消費税を含めた単価が規定され、互いに記名押印し契約書が取り交わされていることから、結果的には意思表示の合致はなされているものとも解されるが、契約事務の過程においては、何ら意思表示の合致の根拠を見出すことができない状態である。

今後は、消費税及び地方消費税の取り扱いについて十分な注意を払われるとともに、このような不具合が生じないよう適切な契約事務の執行に努められたい。

- ・環境局  
適正に執行されているものと認められた。
- ・農水商工局  
適正に執行されているものと認められた。
- ・観光文化交流局  
おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項 2] 一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会への補助金交付事務について：観光振興課

一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会への補助金交付事務については、平成 20 年度の包括外部監査の結果において、「市と当協会との事業毎の負担割合が決まっておらず、打ち合わせで決定しているため、客観的に負担割合の妥当性を判断できない。事業毎の負担割合に関する規定が必要である。」との指摘がなされているが、現時点まで、これに対する改善措置がなされていない。

協会が行う公益事業に対し、公金である補助金を支出する必要性や金額の妥当性を明確化する観点からも、補助金の交付基準等を整備されたい。

- ・都市建設局  
適正に執行されているものと認められた。
- ・都市政策研究所  
適正に執行されているものと認められた。
- ・中央区役所  
適正に執行されているものと認められた。
- ・西区役所



適正に執行されているものと認められた。

・南区役所

適正に執行されているものと認められた。

・教育委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

・農業委員会事務局（北区分室を除く）

適正に執行されているものと認められた。

(5) 意 見

・現金の領収について：各課共通

現金領収帳、現金領収証及び領収印の取扱いなどについては、過去の監査報告書でも改善を求めており、指導件数については減少傾向にあるが、今回の定期監査においても、現金領収帳やその受払簿の記載が不十分なもの、領収証を交付する際の取扱いにおいて実際に取り扱った職員と異なる者の氏名が領収証に記載されていたもの、冊番号の記載漏れや訂正印漏れ、首標金額を訂正したものなどの事例が依然として見受けられた。

現金の取扱いについては、会計事務の手引きにも記載されているところであるが、担当者の異動を機に誤った取扱いに変わっていた部署があったり、実地監査の際に対応した監査対象部署の職員の中には、会計事務の手引きなどのマニュアルの存在を知らない者がいたりするなど、基本的事項の認識不足や事務の引継ぎが不十分な面もみられた。

公金外現金を含む現金の取扱いにあたっては、過去に不祥事も発生していることから、公金外現金取扱要綱を制定するなど全庁的な改善が進められているところではあるが、その取り組みにおいては、基本的事項の遵守が第一段階であることを職員一人ひとりが改めて認識することが必要である。

特に管理職においては、職場の管理監督者としての責任を常に意識し、現金を取り扱う部署においては、各種集合研修や職場研修等で基本的事項の周知徹底を行うとともに、部下職員への指導を徹底し、よりいっそうの事務の改善を図られたい。

2 定期監査（工事）

(1) 監査の対象

ア 監査対象部署

都市建設局

交通政策総室

熊本駅周辺整備事務所、熊本駅西土地区画整理事業所

都心活性推進課、建築計画課、営繕課、設備課、住宅課

道路整備課、土木管理課、用地調整課、河川公園課

東部土木センター、西部土木センター（河内分室・富合地域整備室・城南地域整備室含む）、

北部土木センター（植木地域整備室含む）

植木中央土地区画整理事業所、鉄道高架関連整備室

イ 監査対象工事

今回監査の対象としたものは、上記部署において、平成24年10月1日から平成25年9月30日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託1,448件である。このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったもの等を重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる92件の工事及び委託について監査を実施した。

(2) 監査の期間

平成25年11月29日から平成26年2月26日まで

(3) 監査の方法

監査にあたっては、特に工事計画、設計図書の内容、積算基準とその運用、施工管理、契約方法及び決裁手続が適正に行われているかについて書類審査し、関係職員に質問するなどの方法で

実施した。

(4) 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項 1〕 官民境界の明示について：西部土木センター河内分室

西部土木センター富合地域整備室

西部土木センター城南地域整備室

道路改良（道路拡幅）工事の設計図面は、位置図・平面図・横断面図・縦断面図・標準断面図・構造図の構成となっており、その標準断面図には、側溝及び擁壁の断面・寸法・法勾配・舗装厚・車道及び歩道等の幅員・道路の全幅員（官民境界を含む）・道路中心線・横断面勾配等を明示しなければならないが、官民境界の明示はなかった。

標準断面図の官民境界の明示は、関係地権者等との施工協議及び財産管理に係る指標となることから、適切に明示されたい。

(5) 要望事項

今回の監査において、次のような事項が見受けられた。

・設計図書における工事材料の明確化について：西部土木センター富合地域整備室

駅前広場の誘導施設の設置工事において、設計図書に案内板の取り付け支柱に関する仕様が記載されておらず、契約後に発注者と受注者との協議によって工事材料が決められていた。

設計図書における工事材料の仕様は、入札における入札金額の算定においても、実際の工事における材料の選定においても必要であり、その明確化に努められたい。

・公共施設の劣化調査の充実について：北部土木センター維持課

照明灯の劣化調査業務において、業務は仕様書に沿って適正に行われていたが、電線の絶縁状態の劣化については、調査の対象とされていない。

今後、このような業務委託が多く予想されることから、その執行にあたっては調査内容を十分検討し、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 意見

・建設工事の火災保険等について：東部土木センター工務課

西部土木センター富合地域整備室

西部土木センター城南地域整備室

北部土木センター植木地域整備室

熊本市公共工事請負契約約款第 48 条第 1 項において、「受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。」と規定されており、発注者が必要に応じて工事目的物等を火災保険等に付すべきことを設計図書に規定した場合には、受注者はこれに従う義務を負うこととなる。

熊本市の場合、建設工事のうち建築工事については設計図書の中で火災保険等に付すべきことを規定しているが、土木工事については規定していない現状にある。

近年、建設工事において、工事量の増大とともに工事内容や施工方法が複雑化、多様化しており、施工途中における火災や工事材料等の盗難、第三者への危害等が大きな問題となっている。

公共工事において、リスク管理としての火災保険等の役割は以前にも増して重要となっており、土木工事をはじめとする各種建設工事において、国や他都市の動向などに留意しながら、火災保険等の有効な利用に努めることが望まれる。

監委公告第 1 1 号

平成 26 年 6 月 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり公表する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	石 原 純 生
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

## 1 行政監査について

行政監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政事務の執行が効率的かつ合理的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかどうかを主眼として実施するものである。

## 2 監査のテーマと目的

### (1) 監査のテーマ

「図書館の管理運営及び利用状況について」

### (2) 監査の目的

近年の少子高齢化の進展や情報通信技術の発展など社会環境が大きく変化する中で、住民の生涯学習ニーズの多様化・高度化、高度情報化社会への対応をはじめ、地域の情報拠点としての運営など、図書館に求められる役割は、ますます重要となっている。

本市の図書館は、教育と文化の発展に寄与することを目的として設置され、市立図書館を中心に公民館図書室と移動図書館からなる図書館ネットワークによるサービス網を形成し、市民が利用しやすい図書館運営に努めている。

図書館の運営方針として、平成 14 年 11 月に、将来にわたり市民が気軽に利用しやすい施設としての基本的な考え方、方向性を示すため「熊本市立図書館の望ましい目標」が策定され、「図書館資料の充実」、「図書館サービスの拡充・強化」、「子どもの読書推進」、「推進体制の充実」の 4 つの基本方針に基づき、「市民から信頼され、親しまれ、そして愛される図書館」の実現に向けた事業が展開されてきた。

また、平成 22 年の合併に伴い、新たに植木図書館も本市の図書館ネットワークの中に加わるとともに、城南地区の新たな図書館の建設、さらには、平成 23 年 10 月にはくまもと森都心プラザ図書館が開館し、ネットワークは一層充実したものとなっている。

このような中で、今後も、市立図書館の目標を確立しこれが達成されるとともに、ネットワーク体制の充実や、厳しい財政状況等を踏まえた効率的かつ効果的な管理運営が行われていくことが重要となることから、図書館の今後の運営に資することを目的として監査を実施した。

## 3 監査の期間

平成 25 年 6 月 3 日から平成 26 年 1 月 31 日まで

## 4 監査の対象範囲

### (1) 対象施設

#### ア 公立図書館（3 館）

熊本市立図書館、熊本市立植木図書館、くまもと森都心プラザ図書館

#### イ 公民館図書室（17 室）

東部公民館図書室、龍田公民館図書室、託麻公民館図書室、幸田公民館図書室、中央公民館図書室、清水公民館図書室、秋津公民館図書室、南部公民館図書室、花園公民館図書室、北部公民館図書室、河内公民館図書室、天明公民館図書室、飽田公民館図書室、西部公民館図書室、五福公民館図書室、富合公民館図書室、城南公民館隈牟田図書室、

#### ウ その他（1 室）

男女共同参画センターはあもにい情報資料室

### (2) 対象部署

教育委員会事務局 図書館、植木図書館

企画振興局 生涯学習推進課、市民協働課男女共生推進室

### (3) 対象範囲

監査実施日における施設等の現況及び管理運営の状況を対象とし、利用状況等については、必要に応じて過去の分についても調査を行った。

## 5 監査の方法

対象部署から書面や聴き取りにより調査を行うとともに、必要に応じて施設での実地調査を行った。

### 【実地調査を行った施設】

熊本市立図書館、熊本市立植木図書館、くまもと森都心プラザ図書館  
東部公民館図書室、幸田公民館図書室、富合公民館図書室

## 6 監査の着眼点

監査を実施するに当たって、主な着眼点を次のとおり設定した。

- (1) 利用状況及び利便性について
- (2) 資料の収集及び保管について
- (3) 図書館ネットワーク等の推進体制について
- (4) 子どもの読書推進について
- (5) 個人情報保護と著作権について
- (6) 管理運営について
- (7) 他都市との比較について

## 7 図書館等の概要（掲載省略）

## 8 監査の結果

### 〔指摘事項－1〕 施設の活用について

市立図書館の集会室の横には、学習室（旧リスニングルーム）、視聴覚資料の保管スペース、おはなしボランティア等の活動の場とされるボランティア室があり、視聴覚資料の保管スペース横についても一部が学習室として開放されている。

これらは隣接しており間仕切りの状況から不都合が見受けられた。また、学習室については、くまもと森都心プラザ図書館では専用スペースとして当初から設置され、図書館利用促進の一環として積極的に開放されていることをみると、そのニーズが高まっているものと思われた。

市立図書館において、学習室を現在の集会室の位置に設けることも効果的な施設運用の方策の一つではないかと考えられることから、集会室や学習室、ボランティア室、視聴覚資料保管スペース等については、これら館内施設の性質や、滞在性など図書館の施設としての方向性を踏まえ、図書館奉仕に資する活動の推進にも留意しながら、利用者ニーズにそった位置取りと運用を行われたい。

### 〔指摘事項－2〕 移動図書館について

移動図書館は市立図書館（城南分を含む）と植木図書館で実施されているが、近年の状況をみると、ほぼ利用の無いステーションが数箇所みられた。

移動図書館は図書館ネットワークの一部であり、その必要性や意義を踏まえながら、その管轄を担うべき中央館である市立図書館が、地域の事情等を考慮したうえで調整を図る必要があると考えられる。

また、「熊本市立図書館移動図書館の運営に関する要綱」によると、一定の利用が見込まれることがステーション設置要件のひとつとなっていることから、個々のステーションについて利用状況等を検証しながら見直しを行われたい。

（その他掲載省略）

## 9 意見

図書館法に基づき文部科学大臣が定める「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、平成 24 年 1 2 月に施行されたが、この中で、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことや、その設置目的を適切に達成するために必要な管理運営体制を構築すべきことなどが新たに示された。

図書館の管理運営面において、本市では、くまもと森都心プラザ図書館と城南図書館（分館）に

指定管理者制度が導入されているが、今後、植木図書館（分館）や、中央館（本館）である市立図書館においても、一部業務委託化と併せてその導入の是非が検討されるものと考えられる。

指定管理者制度の導入にあたっては、移行の目的を明確にするとともに、施設の設置目的が効果的に達成されるか否かに留意し導入の可否を決定する必要があることはいうまでもなく、事業の継続性や専門性、学校や他の図書館等との連携の確保や、地域の情報拠点としての独自性をどう発揮していくかなども課題として考えられる。

さらに、本市が構築した図書館ネットワーク運営を維持するためには、指定管理者制度を導入した場合でも、管理面や指揮監督面などの中央館としての機能の保持が必ず必要であることが重要なポイントの一つである。

指定都市の状況を見ると、図書館の中央館に指定管理者制度が導入されている事例は、市内の図書館全てが同一財団法人による指定管理とされている 1 市のみであり、そのほかには今のところ例がない。

これらのことを踏まえながら、指定管理者制度の導入検討にあたっては、図書館とその分館、さらには、公民館図書室それぞれの役割や目指す姿を明確化したうえで、図書館運営のあり方について十分検討される必要があると思われる。

今後も、住民のニーズや利用者の視点に立った図書館ネットワークサービスの実施はもとより、市町村合併の結果を踏まえた図書館運営の体制等を総合的に検討され、合理的な図書館運営を図られながら、市全域にわたる公平なサービスの実現とサービスの質的向上を期待するものである。

## 選挙管理委員会

西 選 管 告 示 第 8 号  
平成 2 6 年 6 月 2 日

熊本市西区選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

熊本市西区選挙管理委員会委員長 西 澤 丘

熊本市西区選挙管理委員会規程（平成 2 4 年西選管告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「首席総務審議員、総務審議員」を「首席審議員、審議員」に改める。

第 1 6 条第 5 項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に改め、同条第 6 項中「総務審議員」を「審議員」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 主幹は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 直属上司の命を受け、事務局の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わること。
- (2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第 1 6 条第 8 項を次のように改める。

8 参事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わること。
- (2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第 1 8 条第 2 項中「補佐」の次に「（補佐を置かない場合にあつては、主幹（主査を兼ねるものに限る。）」を加え、同条第 3 項中「副事務局長、補佐とも」を「前項に規定する場合において、代決する者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 6 号

平 成 2 6 年 6 月 2 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成24年農委規則第1号）第2条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成26年6月6日（金）午後2時30分
- 2 場所 市役所14階大ホール
- 3 議題
  - 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）
  - 第2号議案 競売買受適格証明願（耕作目的：会許可）
  - 第3号議案 事業計画変更承認願
  - 第4号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請
  - 第5号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請
  - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）
  - 第7号議案 土地改良法3条による資格証明願
  - 第8号議案 熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正について
  - 第9号議案 平成25年度事業報告について
  - 第10号議案 平成26年度事業計画（案）について
  - 第11号議案 平成26年度下限面積の決定について